

泊村水防計画

泊村防災会議

目 次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目的	1
第 2 節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	1～3
第 2 章	水防組織	
第 1 節	村の組織	3
第 2 節	隣接町村水防管理団体及び警察官との協力応援	3～4
第 3 章	水防区域及び水防施設	
第 1 節	水防区域の指定	4
第 2 節	水防施設	4
第 4 章	通信連絡	
第 1 節	村の通信施設	4
第 2 節	公衆通信施設	5
第 3 節	気象等の通信連絡	5～7
第 4 節	水防信号	7
第 5 節	決壊・越水等の通報	7～8
第 6 節	水防通信連絡	8
第 7 節	雨量・潮位観測	8
第 5 章	水防活動	
第 1 節	水防管理団体の非常配備体制	9
第 2 節	巡視及び警戒体制	10
第 3 節	警戒区域の設定	10
第 4 節	水防作業	10
第 5 節	避難及び立退き	11
第 6 章	公用負担等	
第 1 節	公用負担	11
第 2 節	公務災害補償	11～12
第 7 章	水防報告	12
第 8 章	水防訓練	12

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

(目的)

1. この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 4 条の規定により北海道知事から指定された指定水防管理団体たる泊村が、法第 3 3 条の規定に基づき、泊村における水防事務の調整及びその円滑な推進のため必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

(水防の責任)

村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。

(処理すべき事務又は業務の大綱)

1. 水防管理団体（泊村）

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (3) 水防団及び消防機関等の出動準備又は出勤（法第 1 7 条）
- (4) 警戒区域の設定（法第 2 1 条）
- (5) 警察官の援助の要求（法第 2 2 条）
- (6) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防庁への応援要請（法第 2 3 条）
- (7) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 2 5 条、法第 2 6 条）
- (8) 避難のための立ち退きの指示（法第 2 9 条）
- (9) 水防協力団体の指定（法第 3 6 条）

2. 指定水防管理団体

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

- (1) 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第 5 条第 2 項）
- (2) 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第 3 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (3) 毎年の水防訓練の実施（法第 3 2 条第 2 項）

3. 村防災会議

浸水想定区域における円滑迅速な避難を確保するための措置（法第 1 5 条）

4. 岩内・寿都地方消防組合（消防署泊支署）

岩内・寿都地方消防組合消防署泊支署（以下「消防機関」という。）は、村と密接な連絡をとり、村の区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

5. 後志総合振興局

- (1) 後志総合振興局は、村が行う水防が十分効果を発揮するよう指導に努めること。
- (2) 後志総合振興局長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にその内容を通知すること。

- ア. 法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定により、札幌管区気象台が気象、津波、高潮及び洪水について水防活動を必要とする予報及び警報を発表し、その通知を受けた場合。

- イ. 法第16条第3項の規定により、国土交通大臣又は北海道知事が行う水防警報についての通知を受けた場合。

6. 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室（岩内保健所）

岩内地域保健室は、水災時における医療、防疫について必要な連絡調整、援助及び指導を行うものとする。

7. 後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所

- (1) 共和出張所は、水防活動に必要な技術等の指導に努め、洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し又はこれによる被害を軽減する措置を講ずるものとする。

- (2) 共和出張所長は、観測した雨量を必要に応じ水防管理者に通知するものとする。

8. 札幌方面岩内警察署

- (1) 岩内警察署は、水災等の情報の収集、人心の安定のための広報活動の実施及び水防活動用警報の伝達について協力するものとする。

- (2) 岩内警察署は、警戒区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力するものとする。

- (3) 岩内警察署は、水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の取り締まりを行うものとする。

9. 居住者等の義務

法第24条の規定により、村の区域に居住する者、又は水防の現場にある者は水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

10. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

11. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。また、水防管理団体の長は、水防団自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

第 2 章 水防組織

第 1 節 村の組織

(組織)

1. 村は、泊村災害本部条例（昭和 37 年泊村条例第 12 号）及び「泊村地域防災計画」（第 3 章第 2 節災害対策連絡本部、第 3 節災害対策本部）の定めるところに準じ、泊村水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、水防に関する事務を処理する。

なお、水防本部の組織は別表 1、水防に関係ある各部の水防業務の大綱は別表 2 のとおりとする。

また、村に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を行う。

(防災会議)

2. 村は、法第 33 条第 2 項の規定に基づき、泊村防災会議において水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議させるものとする。

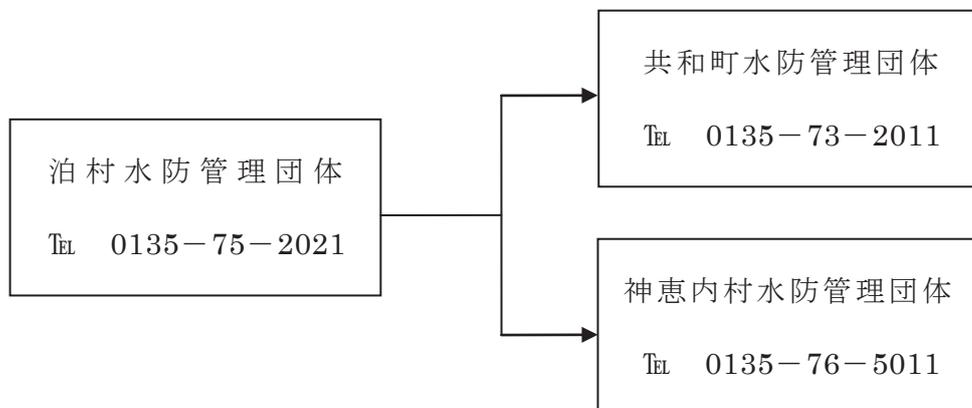
(消防機関の水防分担区域)

3. 消防機関の水防分担区域は、別表 3 のとおりとする。

第 2 節 隣接町村水防管理団体及び警察官との協力応援

(隣接町村水防管理団体との協力応援)

1. 法第 23 条の規定に基づき隣接町村水防管理団体との協力連絡系統は、次のとおりとする。



(警察との協力応援)

2. 警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 警戒区域の監視 | 法第 21 条 2 項 |
| (2) 警察官の出動 | 法第 22 条 |
| (3) 警察通信施設の使用 | 法第 27 条 2 項 |
| (4) 避難のための立退きの指示 | 法第 29 条 |

第 3 章 水防区域及び水防施設

第 1 節 水防区域の指定

(水防区域の指定)

1. 村内河川の水防区域は、別表 4、市街地における低地帯の浸水予想区域は別表 5 のとおりである。

また、高波・高潮・津波等により災害が予想され警戒を必要とする区域は、別表 6 のとおりである。

第 2 節 水防施設

(雨量観測所等)

1. 村の主要な雨量観測所の位置は、別表 7 のとおりである。

(水防用資機材の備蓄)

2. 村の水防用資機材の備蓄は、別表 8 のとおりである。

なお、消耗資財については村の保有するもののほか、必要に応じて発注調達するものとする。

(樋門等の設置場所等)

3. 村の樋門等の設置場所、管理者、構造等は別表 9 のとおりである。

(水防用土砂採取場)

4. 水防管理者は、水災に備え水防用土砂の推積状況を把握しておくものとする。

水防用土砂推積場所は、別表 10 のとおりである。

第 4 章 通信連絡

第 1 節 村の通信施設

(村の通信施設)

1. 村の水災時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は「泊村地域防災計画」(第 6 章第 3 節災害通信計画)の定めるところによるものとする。

(2) 非常監視時及び水防活動時の水防本部との情報連絡は、携帯電話及び防災無線及び消防無線を利用して行なうものとする。

第 2 節 公衆通信施設

(通信施設の優先利用等)

1. 水防管理者、消防機関の長またはこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、村及び消防機関の通信施設を基本的に使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、法第 27 条第 2 項の規定により、電気通信設備を優先的に利用し、又は専用通信施設を使用することができる。

第 3 節 気象等の通信

(水防活動の利用に適合する予報及び警報等)

1. 水防管理者または水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台から発表される次の水防活動用注意報、警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類・内容

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される (なお、「大津波警報」の名称で発表する)
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

- (注) 1 注意報とは気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。
- 2 警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。
- 3 特別警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

(水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達)

2. 村は水防活動用気象警報等を受けたときの伝達方法は「泊村地域防災計画」(第4章第2節気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報)の定めるところによるものとする。

第4節 水防信号

(水防信号)

1. 法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。

- (1) 第1信号 はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 村の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

水防信号

信号別/方法	サイレン信号								
第1信号	約 5秒 ○	15秒 -	5秒 休止	○	15秒 -	5秒 休止	○	15秒 -	5秒 休止
第2信号	約 5秒 ○	6秒 -	5秒 休止	○	6秒 -	5秒 休止	○	6秒 -	5秒 休止
第3信号	約 10秒 ○	5秒 -	10秒 休止	○	5秒 -	10秒 休止	○	5秒 -	10秒 休止
第4信号	約 1分 ○	5秒 -	1分 ○	-					

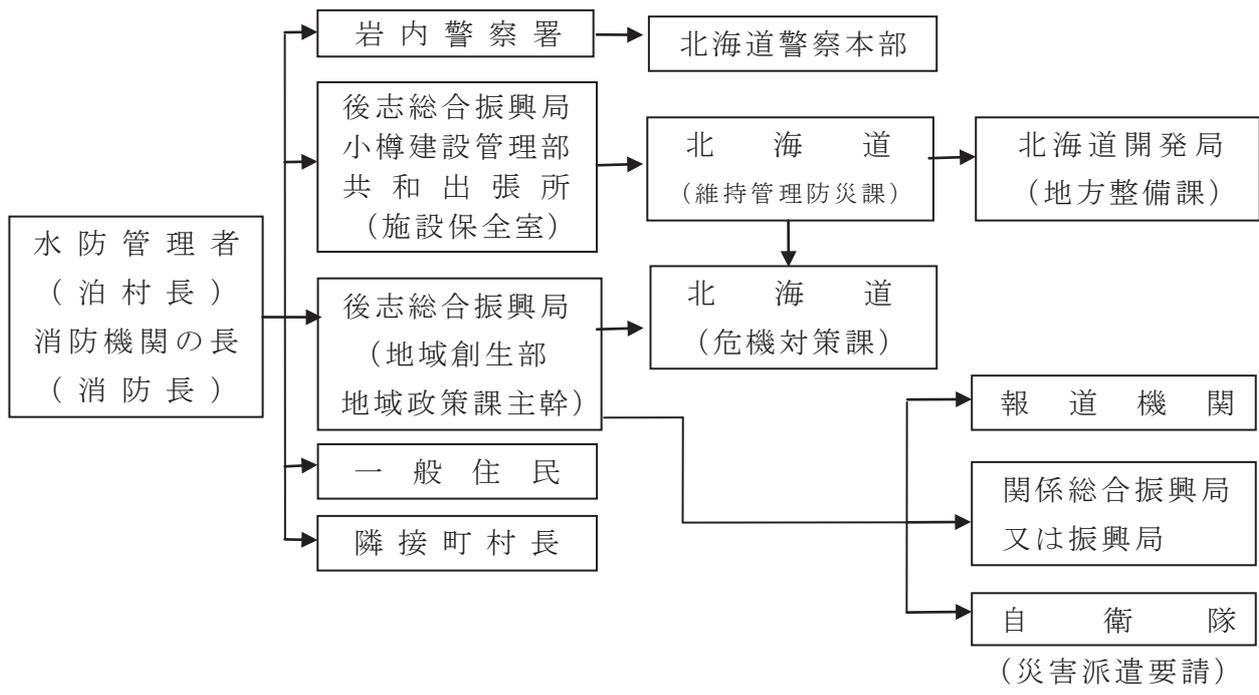
(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。

2. 危険が去ったときは、広報車及び有線放送により周知するものとする。

第5節 決壊・越水等の通報

(決壊・越水等の通報)

1. 堤防等が決壊・越水した場合は、水防管理者および消防機関の長は直ちに次により通報するものとする。



注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、系統図に準じ通報するものとする。

(決壊・越水後の措置)

2. 法第 26 条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防機関の長等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 6 節 水防通信連絡

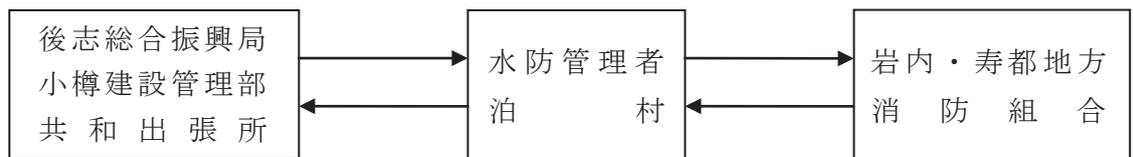
(水防通信連絡)

1. 水防に関し、村と関係機関と相互に行う通信連絡は、別表 11 によるものとする。

第 7 節 雨量・潮位観測

(雨量・潮位観測の伝達)

1. 雨量・潮位観測の通信系統は、次のとおりとする。



第5章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備体制

(村の非常配備体制)

1. 水防管理者の指令する村の非常配備体制は、「泊村地域防災計画」(第3章第3節 災害対策本部)に定める非常配備に関する基準に準ずるものとする。

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災害対策 連絡本部 の設置前	第1 非常 配備	1. 水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表され、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき。 2. その他必要により、本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報収集・連絡のため、少数人員をもってあてるもので、気象等の状況により、さらに次の配備に移行できる体制。
災害対策 連絡本部 の設置後	第2 非常 配備	1. 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 2. 洪水、津波又は高潮等により、人的被害又は住家被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき 3. その他必要により、本部長が当該非常配備を指令したとき。	連絡本部の各部の所要人員をあてるもので、発生と同時にそのまま非常活動が開始できる体制。
災害対策 本部の設 置後	第3 非常 配備	1. 洪水、津波又は高潮等により多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 2. 洪水、津波又は高潮等により多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 3. 洪水、津波又は高潮等により多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 4. 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもってあたり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制。

(2) 消防機関の長の指令する消防機関の非常配備体制は、「泊村地域防災計画」(第5章第9節消防計画)にさだめるところによる。

(非常配備を指令したときの処置)

2. 水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関する機関に対し、通知するものとする。

第 2 節 巡視及び警戒体制

(常時巡視)

1. 水防管理者及び消防機関の長は、巡視員に水防区域の堤防及び樋門等を巡視させるものとする。

巡視員は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者及び消防機関の長に報告しなければならない。

この場合において、水防管理者及び消防機関の長は当該河川、堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

なお、巡視責任者は別表 12 のとおりである。

(非常巡視)

2. 水防管理者及び消防機関の長は、非常配備を指令したときは巡視員を増員し、水防区域の巡視を厳重にし、下記事項等の異常を発見したときは直ちに後志総合振興局長及び当該河川管理者に連絡するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

- ①居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ。
- ②川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）。
- ③堤防上面の亀裂又は沈下
- ④堤防の越水状況。
- ⑤（排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合。
- ⑥橋梁その他構造物と取付部分の異常。

第 3 節 警戒区域の設定

(警戒区域の設定)

1. 消防機関に属する者は、法第 21 条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

(警察官の警戒区域の設定)

2. 前項に定める場合において、消防機関に属する者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

第 4 節 水防作業

(水防作業)

1. 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害拡大を防ぐため堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 避難及び立退き

(避難及び立退き)

1. 法第 29 条の規定により、水防管理者が避難のための立退きを指示した場合はその旨を北海道知事（後志総合振興局長）及び当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(避難場所の指定及び避難者等の移送)

2. 災害による避難のための立退き指示等は、前項に定めるもののほか「泊村地域防災計画」（第6章第5節避難対策計画）の定めるところによる。

第6章 公用負担等

第1節 公用負担

(公用負担)

1. 法第 28 条第 1 項の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木、その他の資材の使用、又は収用

(3) 車両、その他運搬用機器の使用

(4) 工作物、その他障害物の処分

(公費負担権限委任証)

2. 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、別紙様式 1 に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(公用負担命令票)

3. 公用負担を命ずる権限を行使する者は別紙様式 2 に定める公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(損失補償)

4. 法第 28 条第 2 項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

(公務災害補償)

1. 水防管理者は、法第 24 条の規定により、水防に従事した者が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、法第 45

条の規定に基づき「市町村消防団員等公務災害補償条例（北海道市町村総合事務組合 昭和 32 年 2 月 13 日条例第 1 号）」の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第 7 章 水防報告

（水防報告）

1. 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告するものとする。

（1）消防機関を出動させたとき。

（2）他の水防管理団体に応援を求めたとき。

（3）その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

（水防活動実施報告）

2. 水防管理者は、水防活動が終結したときは速やかに記録を整理し、次の調査対象期間ごとに別紙様式 3 による水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに後志総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1 月～ 5 月、 6 月～ 7 月、 8 月～ 9 月、 1 0 月～ 1 2 月

第 8 章 水防訓練

（水防訓練）

1. 水防管理者は、法第 32 条の 2 の規定により、消防機関の職員及び団員に対し、水防作業等の技能を習得させるため、水防訓練を実施しなければならない。

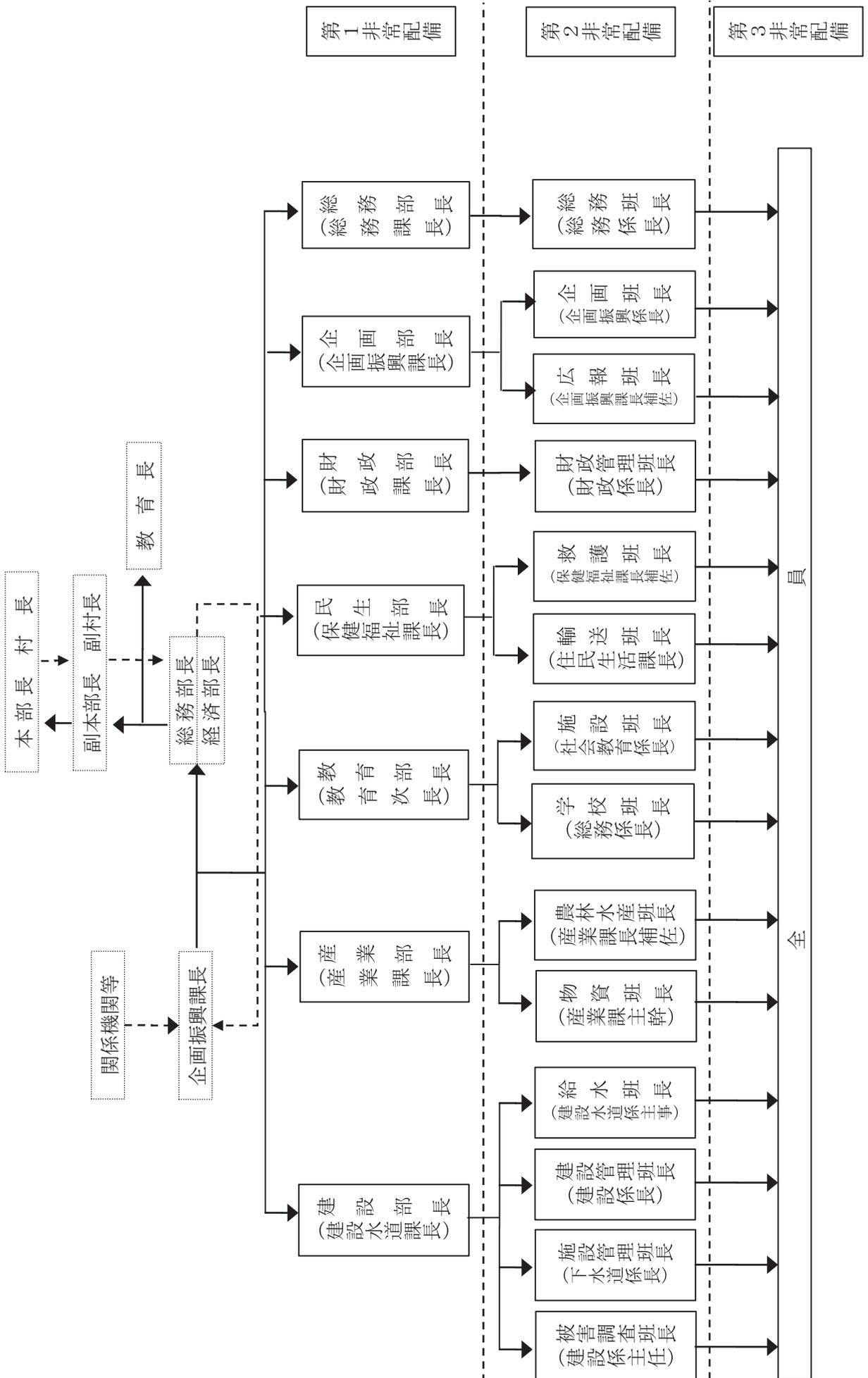
別表・様式

別表様式別図

別表 1. 水防本部の組織	13
2. 水防に関係ある各部の水防業務大綱	14~15
3. 消防機関の水防分担区域	16
4. 水防区域	16
5. 市街地における低地帯の浸水予想区域	16
6. 高波・高潮・津波等により災害が予想され警戒を必要とする区域	17
7. 本村の区域内に設置されている雨量観測所の位置	17
8. 水防用資機材の備蓄場所	18
9. 樋門等の設置場所	18
10. 水防用土砂推積場所	18
11. 村と関係機関と相互に行う通信連絡	19
12. 村の巡視責任者	19
資 料	
1. 別紙様式 1. 公用負担権限委任証	20
2. 別紙様式 2. 公用負担命令書	21
3. 別紙様式 3. 水防活動実施報告書	22
4. 水防区域	23
5. 市街地における低地帯の浸水予測区域	24

別表 1

水防本部の組織



別表 2

水防に関係ある各部の水防業務大綱

部	班	所 掌 事 務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防本部の運営に関する事。 2. 庁内非常配備体制の伝達・調整に関する事。 3. 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事。 4. 自衛隊の派遣要請に関する事。 5. 災害に係る国、道への報告に関する事。 6. その他、他の部、班に属させない事。
企画部	企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報、気象情報の収集伝達に関する事。 2. 災害対策の業務計画に関する事。 3. 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関する事。 4. 被害地との連絡、交通網の確保に関する事。 5. 各部との連絡調整に関する事。
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害広報の企画及び実施に関する事。(非常警報、避難勧告、避難解除等) 2. 災害報道記事及び災害写真等の収集に関する事。 3. 災害対策活動の記録に関する事。 4. 報道機関との連絡調整に関する事。
財政部	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策予算措置及び経理に関する事。 2. 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事。 3. 災害対策用物資の出納に関する事。
民生部	救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び避難者の誘導、収容に関する事。 2. 被災者の人命救助計画作成及び実施に関する事。 3. 日本赤十字北海道支社の救助活動の連絡調整に関する事。 4. 生活必需物資、義援金品の受付及び配分に関する事。 5. 医療機関に対する応援要請に関する事。 6. 被災者に対する応急医療に関する事。 7. 防疫計画の作成及びその実施に関する事。 8. じん芥の収集、し尿の汲み取り、その他環境衛生の確保に関する事。 9. 死体の収容及び埋葬に関する事。 10. 住民組織の協力要請に関する事。 11. 炊き出しによる食料の確保に関する事。 12. ボランティアの受け入れに関する事。 13. ペット動物の収容調整。 14. その他、被災者の福祉、保健衛生に係る応急対策に関する事。 15. 要配慮者の救助に関する事。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送車両の確保に関する事。 2. 救護、救護物資及び避難者の輸送に関する事。 3. 救援・救護物資及び避難者の輸送記録に関する事。

部	班	所 掌 事 務
教 育 部	施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の運営に関すること。 2. 教育施設の応急対策に関すること。 3. 文化財等の応急対策に関すること。
	学校班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒の避難及び救護に関すること。 2. 災害時における応急教育に関すること。 3. 学用品の調達、支給に関すること。 4. 災害時における学校給食に関すること。 5. 小中学校との連絡調整に関すること。 6. 社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。
産 業 部	農林水産班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産災害に対する応急措置及び復旧事業に関すること。 2. 被災業者に係る救護対策に関すること。 3. 治山、治水対策に関すること。 4. 災害時における物価抑制に関すること。 5. 観光入込み客対策に関すること。
	物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急の食糧の供給計画の作成及び炊き出しの実施に関すること。 2. 生活必需物資の調達及び供給に関すること。 3. 救護、救護物資の調達及び供給に関すること。 4. 災害対策及び災害復旧に係る応急資機材等の調達に関すること。
建 設 部	給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の飲料水の確保に関すること。 2. 避難所及び断水地域の給水に関すること。 3. 水道施設の応急措置及び復旧事業に関すること。
	建設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急資財の需要計画の作成及び実施に関すること。 2. 災害時における土木建設用機械等の運用計画及び実施に関すること。 3. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。 4. 水防区域の調査、監視に関すること。
	施設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川、海岸、港湾、公共施設等の応急措置に関すること。 2. 被害地の交通不能箇所の応急措置に関すること。 3. 障害物の除去に関すること。 4. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。
	被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害調査の収集及び被害状況の記録に関すること。

別表 3

消防機関の水防分担区域

担当消防団分団	警 戒 河 川 名	警 戒 海 岸 名
第 1 分 団	茂岩・塩越・滝の下・盃	茂岩・興志内・盃
第 2 分 団	カブト・照岸・糸泊・モヘル・臼別・寺	照岸・泊
第 3 分 団	玉川	茅沼
第 4 分 団	渋井・茶津	渋井
第 5 分 団	滝神川・旧堀株	堀株

別表 4

水 防 区 域

番号	水系河川		区分	区 域		
	水系	河川名		左右岸の別	延 長 (M)	地区名
1	塩越	塩 越 川	普	左 岸	30 ^M	興志内地区
2	堀株	旧堀株川	普	右 岸	80 ^M	堀株地区

別表 5

市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危 機 区 域			予 想 さ れ る 被 害	
	地区名	場 所	面積 (ha)	住宅 (戸)	公共施設
1	堀株地区	旧堀株川右岸	0.8	8	駐車場

別表 6

高波・高潮・津波等により災害が予想され警戒を必要とする区域

高波・高潮・津波 警戒区域	地 域	警戒区域延長
第 1 区	茂 岩 海 岸 興 志 内 海 岸 盃 海 岸	3,600m
第 2 区	照 岸 海 岸 泊 海 岸	2,100m
第 3 区	茅 沼 海 岸	600m
第 4 区	渋 井 海 岸	700m
第 5 区	堀 株 海 岸	1,100m

別表 7

本村の区域内に設置されている雨量観測所の位置

◇雨量観測所

所管 区分	観測 所名	観測方法	住 所	種別	観測所	電話番号 (照会先)
泊村	泊	自記	泊村大字茅沼村字 臼別 191 番地の 7	雨量	泊村役場	75-2021

別表 8

水防用資機材の備蓄状況

平成 20 年 4 月 1 日現在

水 防 倉 庫 の 概 要		
所 属	所 在 地	面 積
泊 村	泊村大字茅沼字白別 1 9 1 番地の 7	2 5 m ²

資 機 材 名	数 量	資 機 材 名	数 量
土のう袋	4 0 0 枚	剣先スコップ	1 0 本
水中ポンプ	1 台	ホース (3 0 m)	1 本

別表 9

樋 門 等 の 設 置 場 所

名 称	河川名 左右岸	位 置	管理者	連 絡 先 電話番号	断面形状	ゲート数
高谷地先 排水樋管	玉 川 (重要河川) 左 岸	泊村大字茅沼村	後志総合 振 興 局 小樽建設 管理部長	茅沼村 川村 勝彦 75-2749		1

別表 1 0

水 防 用 土 砂 推 積 場 所

推積場所	所 在 地	数 量	備考 (対象地域)
共和町海浜地 (国有地)	共和町梨野舞納 42-1 地先	5 0 m ²	全 村

別表 1 1

村と関係機関と相互に行う通信連絡

機 関 名	連絡先	通 信 系 統		
		第 1	第 2	第 3
後志総合振興局	地域政策課 主 幹	TEL (0136) 23-1340	総合行政情報 ネットワーク 6-650-2191	車 利 用
後志総合振興局 小樽建設管理部 共和出張所	所 長	TEL 62-1818	車 利 用	車 利 用
札幌方面岩内警察署	警 備 課	TEL 62-0110	車 利 用	車 利 用
岩内・寿都地方消防 組合消防署（泊支署）	署 長	TEL 75-2104	徒 歩	徒 歩

別表 1 2

村 の 巡 視 責 任 者

河 川 名	巡視担当課	巡視責任者	巡視員数
茂 岩 川 塩 越 川 盃 川 モ へ ル 川 玉 川	建設水道課	建設水道課長	5人

(別紙様式 1)

第 号
公用負担権限委任証
所属
職名
氏名
上記の者に泊区域における 水防法第 28 条第 1 項の権限 行使について委任したことを 証明します。
平成 年 月 日
委任者氏名 印

(縦 9 cm ・ 横 6 cm)

(別紙様式 2)

第 号
公用負担命令書
住所 氏名
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物 (1) 所在地 (2) 名称 (3) 種類 (又は内容) (4) 数量
2. 負担内容 (使用、収用、処分等について詳記すること。)
平成 年 月 日
命令者 職・氏名 印

(日本工業規格 A 4 版)

水防活動実施報告書

自 年 月 至 年 月

(泊村)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考	
	団体数	活動人	活動員	主要資材	其他資材	計	団体数	使用資材 主要資材		使用資材 其他資材
県(都道府)分	—		人							
前	—		—							
回	—		—							
造	—		—							
分	—		—							
分	—		—							
分	—		—							
分	—		—							
分	—		—							
小計	—		—							
累計	—		—							
水防管理団体分										
前	()									
回	()									
造	()									
分	()									
分	()									
分	()									
分	()									
分	()									
分	()									
小計	()									
累計	()							円	円	円

(作成要領)

- 「前回造」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄は、0書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該機関の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、表、かます、布袋類、たみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「其他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

水 防 区 域

平成 年 月 日現在

図面番号	危険区			現況			予想される被害			整備計画			
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 km	危険区域 延長 m	災害の 要因	住家 戸	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
①	泊村	興志内地区	塩越川	塩越川	—	左岸 30	溢水	10				村	計画検討中
②	泊村	堀株地区	旧堀株川	旧堀株川	—	右岸 70	溢水	8				村	計画検討中
合 計													

市街地における低地帯の浸水予想区域

図面番号	危険区域			現在の状況		予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		
	市町村名	地区名	場所	危険区域面積	災害の要因	住家	公共施設	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要	
①	泊村	堀株	堀株村 番地	ha 0.8	低地浸水	戸 8		km								村	計画検討中	
																		合計

泊 村 水 防 計 画

沿 革 平成 6年 3月 . . . 作成
平成 22年 3月 . . . 全面修正
平成 28年 6月 . . . 全面修正

泊 村 水 防 計 画

発 行 平成 28年 9月

発 行 人

泊 村 防 災 会 議

【 事 務 局 】

泊村役場総務部企画振興課

問い合わせ先：

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191-7

TEL 0135-75-2877

FAX 0135-75-3168